

さ情審査答申第194号
令和2年10月27日

さいたま市長 清水 勇 人 様

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 池 上 純 一

答 申 書

平成29年7月13日付けで貴職から受けた、「特定負担金5件に関する行政情報及び会議等に参加するための交通費、宿泊費、日当のわかるもの並びに成果のわかるもの、さらに、運営費等は団体の決算書（前年度でも可）」の一部開示決定（以下「本件処分」という。）に対する審査請求に係る諮問について、次のとおり答申します。

第1 審査会の結論

本件審査請求に係る、平成29年4月17日付け市広報第166号により、さいたま市長（以下「実施機関」という。）が行った本件処分は妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、さいたま市情報公開条例（平成13年さいたま市条例第17号。以下「条例」という。）第6条第1項に基づく本件対象行政情報の開示請求に対し、実施機関が行った本件処分の取り消し、特定しなかった「旅行命令書」、「支出命令書」、「精算書」、「成果のわかるもの」の開示を求めるものである。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、以下のとおりである。

誤った文書特定の瑕疵により本件処分は無効。

旅行命令書、支出命令書、精算書等が特定されていない。また、成果のわかるものが特定されていない。よって開示せよ。

1件目の「日本広報協会「広報基礎講座」参加負担金」を閲覧した際、「成果のわかるもの」として特定された行政情報が当該講座で配布されたテキストのみであった。受講することで気づいた点や今後業務に活かすべき点をまとめた報告書を成果として残すべきであり、今回開示された内容は、高額の

負担金を支出した成果として到底見合うとは思えない。

第3 実施機関の説明の要旨

実施機関は、おおむね以下のように説明している。

- 1 審査請求人が開示請求を行った「特定負担金5件に関する行政情報及び会議等に参加するための交通費、宿泊費、日当のわかるもの並びに成果のわかるもの」について、本市が負担している、日本広報協会「広報基礎講座」参加負担金、日本広報協会「広報広聴研究大会」参加負担金、日本経営協会「広報実務研修会」参加負担金、日本広報協会「実践広報セミナー」参加負担金及び日本広報協会負担金に関する行政情報及び会議等に参加するための交通費、宿泊費、日当のわかるもの並びに成果のわかるものとしてそれぞれ文書を特定し、不存在及び条例第7条第3号に該当する部分を除き、一部開示したものである。

- 2 「本件処分を取消し、再度精査の上で開示を求めます」との主張について

まず、平成29年4月25日に実施した開示の際、審査請求人は本人が指定した上記5件の負担金のうち、1件目の「日本広報協会「広報基礎講座」参加負担金」を閲覧した時点で、審査請求すると言いついて立ち去った。したがって、審査請求人の主張は『日本広報協会「広報基礎講座」参加負担金』のみに対するものと理解している。

- 3 「旅行命令書、支出命令書、精算書等が特定されていない。」との主張について

審査請求人は、「日本広報協会「広報基礎講座」参加負担金」に関する行政情報として特定した「市広報第387号広報基礎講座京都セミナー2016／（公社）日本広報協会（平成28年5月19日決裁）」には、旅行命令書、支出命令書、精算書等が特定されていないと主張するが、当該文書の起案文書部分には、開示請求の内容である「負担金に係る行政情報及び会議等に参加するための交通費、宿泊費、日当のわかるもの」として、旅費（鉄道賃、目当、宿泊料）の記載があることから、誤った文書特定の瑕疵はない。

- 4 「成果のわかるものが特定されていない。」との主張について

また、同様に「日本広報協会「広報基礎講座」参加負担金」に関する行政情報のうち「市広報第736号「広報基礎講座京都セミナー2016／（公社）日本広報協会」は当該講座の「負担金に係る成果のわかるもの」としての文書を特定した。当該文書は、日本広報協会「広報基礎講座」のテキストや配布資料などを添付し、供覧したものであり、審査請求人から

の開示請求の内容を満たす文書であると判断している。また、それ以外に、審査請求人からの開示請求の内容を満たす行政情報は作成しておらず、存在もしていないことから、誤った文書特定の瑕疵はない。

第4 審査会の判断の理由

1 本件審査請求について

本件対象行政情報は、審査請求人が平成29年4月3日に開示請求を行った「特定負担金5件に関する行政情報及び会議等に参加するための交通費、宿泊費、日当のわかるもの並びに成果のわかるもの、さらに、運営費等は団体の決算書（前年度でも可）」である。

実施機関は、5件の負担金を特定してなされた本件開示請求に対し、それぞれの負担金について保有していた行政情報を特定し、条例第7条第3号に該当する部分を除いて開示した。

審査請求人は、特定した負担金のうち、「日本広報協会「広報基礎講座」参加負担金」について、旅行命令書、支出命令書、精算書等が特定されていない。また、成果のわかるものが特定されていないという理由から、処分の取消しとそれらの開示を求めて本件審査請求を行ったものである。

2 本件処分の当否について

(1) 日本広報協会「広報基礎講座」参加負担金について

当該負担金は、広報課の担当者がスキル向上を図る目的で参加する当該講座への参加費用として支出しているものである。

(2) 会議等に参加するための交通費、宿泊費、日当のわかるものについて
実施機関は、当該負担金について、会議等に参加するための交通費、宿泊費、日当のわかるものとして「市広報第387号広報基礎講座京都セミナー2016／（公社）日本広報協会（平成28年5月19日決裁）」を特定した。当審査会において、特定及び開示された文書を確認したところ、当該決裁文書は、参加することを伺うもので、その文書の中には、交通費、宿泊費、日当の記載があり、それにより審査請求人が開示請求した情報は明らかとなっている。審査請求人は、旅行命令書、支出命令書、精算書等が特定されていないと主張しているが、旅行命令書、支出命令書、精算書の開示を求めるのであれば、別に開示請求すべきである。

(3) 負担金の成果のわかるものについて

実施機関は、当該負担金について、成果のわかるものとして「市広報第736号広報基礎講座京都セミナー2016／（公社）日本広報協会

(平成28年6月30日供覧完了)」を特定した。当審査会において、特定及び開示された文書を確認したところ、当該供覧文書は、出席を報告するといった内容で、当日配付されたテキストや配布資料が添付されていた。審査請求人はテキストや配布資料は成果として見合うものではなく、報告書を成果物として残すべきと主張しているが、実施機関によると、審査請求人の主張するような成果物は作成していないため存在しない、とのことである。

この実施機関の説明について、不自然かつ不合理な点はなく、また、他に文書の存在を窺わせる具体的な事情も存在しない。

(4) よって、本件開示請求に対して実施機関の行った処分は妥当である。

3 以上の次第であるから、本件審査請求は理由がないので、当審査会は前記第1のとおり答申するものである。

第5 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事案について、次のとおり、調査審議を行った。

①	平成29年 7月13日	諮問の受理（諮問第472号）
②	令和2年 8月 6日	実施機関からの意見聴取及び審議
③	令和2年 10月15日	審議

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会委員

職 名	氏 名	備 考
会 長	池 上 純 一	大学教授
委 員	伊 藤 一 枝	弁護士
会長職務代理者	柴 田 雅 幸	行政経験者
委 員	塚 田 小 百 合	弁護士
委 員	吉 田 聰	弁護士

(五十音順)